

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年11月21日（木曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 2分 開議
午前11時12分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- ① 笠間・水戸環境組合の解散に関するについて (ごみ対策課)
- ② 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分に関するについて (ごみ対策課)
- ③ 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更に関するについて (ごみ対策課)
- ④ 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関するについて (ごみ対策課)
- ⑤ 水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関するについて (衛生管理課)
- ⑥ 水戸市事務分掌等に関するについて (行政改革課)
- ⑦ 水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関するについて (行政改革課)
- ⑧ 水戸市職員の特殊勤務手当に関するについて (人事課)
- ⑨ 水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関するについて (情報政策課)
- ⑩ 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関するについて (ごみ対策課・廃棄物対策準備課)
- ⑪ 水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関するについて (人事課)
- ⑫ 水戸市職員の分限等に関するについて (人事課)
- ⑬ 水戸市小吹清掃工場に関するについて (清掃事務所)
- ⑭ 水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関するについて (財産活用課)
- ⑮ 指定管理者の指定に関するについて (防災・危機管理課)
- ⑯ 健康増進等施設建設工事について (新ごみ処理施設整備課)
- ⑰ 健康増進等施設建設電気設備工事について (新ごみ処理施設整備課)
- ⑱ 健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事について (新ごみ処理施設整備課)

2 出席委員（6名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員（1名）

委員 須田 浩和 君

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 田尻 充 君

市長公室長 武田 秀君 国体推進局長 小嶋 いつみ 君

国体推進局
参事兼
国体競技課長 大久保 克哉 君 秘書課長 川上 悟 君

政策企画課長 長谷川 昌人 君 交通政策課長 須藤 文彦 君

情報政策課長 北條 佳孝 君 みの魅力
発信課長 沼田 誠 君

国体総務課長 村沢 晶弘 君

総務部長 荒井 宰 君 総務部参事兼
人事課長 天野 純一 君

総務法制課長 上垣外 泰之 君 行政改革課長 熊田 泰瑞 君

中核市移行
推進課長 宮川 孝光 君 財産活用課長 谷津 茂男 君

財務部長 園部 孝雄 君 税務事務所長 小川 喜実 君

財政課長 梅澤 正樹 君 契約検査課長 青山 和夫 君

市民税課長 安里 裕行 君 資産税課長 関根 豊 君

収税課長 佐々木 信也 君

市民協働部長 鈴木 吉昭 君 市民協働部
副部長 横須賀 好洋 君

市民協働部
技監 大和 直文 君 市民協働部
技監兼
体育施設整備
課長 太田 達彦 君

市民生活課長 小川 邦明 君 防災・危機
管理課長 小林 良導 君

文化交流課長 三宅 陽子 君 新市民会館
整備課長 篠原 芳之 君

スポーツ課長 柏 直樹 君 男女平等
参画課長 石塚 美也 君

市民課長 高安 正紀 君

生活環境部長 川上 幸一 君 生活環境部
副部長 佐藤 則行 君

生活環境部
参事兼
ごみ対策課長

篠原 勤 君

環境課長

林 栄一 君

廃棄物対策
準備課長

亀井 俊道 君

会計管理者兼
会計課長

小田木 義弘 君

選挙管理委員会
事務局長

石田 顕男 君

監査委員
事務局長

綿引 信明 君

議会事務局長

小嶋 正徳 君

生活環境部
参事兼
清掃事務所長

齋藤 利光 君

衛生管理課長

渡邊 徳子 君

新ごみ処理施設
整備課長

宮田 正一 君

監査委員
事務局次長

和田 隆 君

議会事務局
次長兼
総務課長

関谷 勇 君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐

永井 直人 君

書記

島田 祐輔 君

午前10時 2分 開議

○小泉委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立って、須田委員が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は18件でございますが、これらの案件につきましては、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、(1)の笠間・水戸環境組合の解散に関することについて、執行部から説明願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、笠間・水戸環境組合の解散に関することについて、ごみ対策課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

まず、1の笠間・水戸環境組合の解散については、同組合は昭和45年2月、旧友部町、旧岩間町及び旧内原町の3町から排出されるごみの処理及び処分を目的に一部事務組合として設立され、その後、平成の市町村合併に伴い、構成団体は笠間市と水戸市の2団体となり、笠間市は旧友部町及び旧岩間町、水戸市は旧内原町を共同する事務の区域として運営をしております。

本市においては、新たにごみ処理施設の整備を進めるに当たって、平成22年8月、同組合に脱退に係る協議の申し入れを行い、笠間市と組合解散に向けた協議を進めてまいりました。令和2年4月から新清掃工場稼働に伴い、市全域のごみ処理を水戸市単独で行うため、組合から脱退することから、笠間・水戸環境組合を解散するに至ったものでございます。

2の解散日でございますが、令和2年3月31日といたします。

3の今後の事務手続につきましては、(1)地方自治法第290条に基づく構成市の議会での議決。

(2)同法第289条に基づく構成市による協議。

(3)同法第288条に基づく構成市から知事へ解散届け出。

(4)として知事の受理の手続を予定しております。

なお、参照条文として、資料裏面に地方自治法の関係条文の抜粋が掲げてありますので、あわせて御参照ください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小泉委員長 次に、(2)の笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分に関することについて、執行部から説明願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、先ほど説明させていただきました案件の関連でございますが、笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分に関することについて、ごみ対策課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

まず、1の解散に伴う財産処分については、(1)の基金及び歳計現金は、設立年である昭和45年から平成29年度までの構成市が負担した分担金総額の割合の額とし、割合は本市が1万分の2,728、笠間市が1万分の7,272とし、下段に掲げてある財政調整基金1,897万7,926円を分担することといたします。

(2)の土地、建物、構築物及び物品等については、本市の持ち分も存在しますが、処分場である環境センター等の運営費を負担しないことで、協議の結果、笠間市に帰属することといたします。

2の処分日につきましては、解散日となる令和2年3月31日といたします。

3の今後の事務手続につきましては、(1)地方自治法第290条に基づく構成市の議会での議決。

(2)同法第289条に基づく構成市による協議。

(3)同法第288条に基づく構成市から知事への解散届け出。

(4)として知事の受理。

(5)地方地自法施行令第5条第2項に基づく令和元年度予算の打ち切り決算の手続を予定しております。

なお、参照条文として、資料裏面に地方自治法及び施行令の関係条文の抜粋を掲げてございますので、あわせて御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○小泉委員長 次に、(3)の大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更に関することについて、執行部から説明を願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更に関することについて、ごみ対策課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

まず、1の変更理由につきましては、同組合においては、大洗町、鉾田市旭地区及び水戸市常澄地区のごみ処理及びし尿処理を共同で行ってきたが、令和2年4月の新清掃工場稼働に伴い、市全域のごみ処理を水戸市単独で行うため、組合のごみ処理に係る事務から脱退するに至ったものでございます。本市の脱退後は、大洗町及び鉾田市の2市町においてごみ処理を、本市を含む3市町においてし尿処理を行うため、大洗、鉾田、水戸環境組合規約における共同処理する事務を変更するものでございます。

2の変更内容につきましては、2ページ以降の大洗、鉾田、水戸環境組合規約の新旧対照表を御参照いただきながら御説明させていただきたいと思っております。

まず、組合規約第3条第1項第1号及び第2号において、ごみ処理に係る共同処理する事務の規定を変更いたします。

アといたしまして、ごみ処理施設及び最終処分場の設置に関する事務から水戸市は脱退すること。

イ、常澄地区における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみの処分、処理業の許可等に関する事務の権限を組合から水戸市に移すこととさせていただきます。

続きまして、第8条においては、一部の関係市町に係る議案について、議決方法の特例を設けること。これは、ごみ処理とし尿についての組合における議決方法の特例を設定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたします。

4の今後の事務手続については、(1)地方自治法第290条に基づく構成市町の議会での議決。

(2)同法第289条に基づく構成市町による協議。

(3)同法第286条に基づく知事への許可申請の手続を予定しております。

なお、参照条文として、4ページから地方自治法、大洗、鉾田、水戸環境組合規約及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係条文の抜粋を掲げてございますので、あわせて御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**小泉委員長** 次に、(4)の大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する
ことについて、執行部から説明を願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○**篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長** それでは、先ほど説明させていただきました案件の関連でござい
ますが、大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関することについて、ごみ対
策課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

まず、1の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理す
る事務のうち、ごみ処理に係る事務から水戸市が脱退するため、令和2年3月31日現在のごみ処理に係る
財政調整基金のうち、水戸市が負担した分担金総額の割合額として、下段に掲げてある財政調整基金
5,013万8,701円のうち、1万分の2,564を帰属させるものといたします。

2の処分日につきましては、令和2年3月31日といたします。

3の今後の事務手続については、(1)地方自治法第290条に基づく構成市町の議会での議決。

(2)同法第289条に基づく構成市町による協議の手続を予定しております。

なお、参照条文として、資料裏面に地方自治法の関係条文の抜粋を掲げてございますので、あわせて御参
照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**小泉委員長** 次に、(5)の水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関することについて、執行部から説明を願
います。

渡邊衛生管理課長。

○**渡邊衛生管理課長** それでは、水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関することについて、生活環境部衛生
管理課提出の資料に基づき御説明させていただきます。

1、制定理由につきましては、中核市移行に伴い、浄化槽法第48条第1項に規定されている浄化槽の保
守点検を業とする者に関する登録の権限が移譲されたため、必要な事項を定めるものでございます。

2、主な制定内容についてでございますが、浄化槽保守点検業者の登録に係る義務、有効期間等を初め、
罰則まで12項目、22条の条文からなっております。

3、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

3ページから7ページに条例の案文を、8ページに今回の条例において引用している浄化槽法等の参照条
文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(6)の水戸市事務分掌等に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、水戸市事務分掌等に関することについて、総務部行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、中核市移行に伴い保健衛生事務が移譲されることから、行政組織を見直すこととし、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)の水戸市事務分掌条例の改正では、アの保健福祉部の名称及び事務分掌の変更として保健福祉部の名称を福祉部に改め、事務分掌を社会福祉に関することと介護保険に関することとするものでございます。

また、イの保険医療部の設置として、保健医療部の事務分掌を保健衛生に関することと国民健康保険及び国民年金に関することとするものでございます。

(2)の関係条例の改正では、表にお示ししたとおり各附属機関の庶務の所管部署を改めるもので、心身障害児療育指導委員会の保健福祉部を福祉部に、予防接種対策審議会の保健福祉部を保健医療部に、介護認定審査会の保健福祉部を福祉部に、障害支援区分審査会の保健福祉部を福祉部にそれぞれ改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(7)の水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関することについて、総務部行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、中核市移行に伴う包括外部監査の実施に当たり、地方自治法に基づき包括外部監査人が必要と認めるときは、外郭団体等の事務の執行について監査することができるよう、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、恐れ入ります、3ページの新旧対照表のほうをお願いいたします。

条例の題名でございますが、包括外部監査に関する規定を整備するため、水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を、水戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例に改めるものでございます。

改めまして資料の1ページにお戻りいただきまして、2の主な改正内容でございますが、包括外部監査人が必要と認めるときは、次の各号に掲げるものについて監査することができることとするものでございます。

(1)は、市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものでございます。

(2)は、市が資本金の4分の1以上を出資している法人等の出納その他の事務の執行で当該出資に係るものでございます。

(3)は、市が借入金の元金または利子の支払いを保証しているものの出納その他の事務の執行で当該補証に係るものでございます。

(4)は、市が受益権を有する不動産の信託の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るものでございます。

(5)は、市が公の施設の指定管理者に指定しているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものでございます。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

参考として、2ページに包括外部監査の概要を、また3ページから5ページに新旧対照表を、6ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(8)の水戸市職員の特殊勤務手当に関することについて、執行部から説明を願います。
天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** それでは、水戸市職員の特殊勤務手当に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明申し上げます。

1の改正理由につきましては、中核市移行による保健所の設置及び幼保一元化による幼保連携型認定こども園の設置に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、1点目といたしまして、保健所の設置に伴い職員が犬の捕獲や飼育動物に係る立ち入り調査などの業務に従事した場合に支給するため、動物取扱特殊勤務手当を、また、精神保健業務や感染症の予防、また蔓延防止の業務、結核予防の業務に従事した場合に支給するため、保健衛生業務特殊勤務手当を新設するものでございます。

2点目といたしまして、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭に保育所勤務特殊勤務手当を支給するため、手当の名称を変更し支給対象者に幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

2ページから3ページに新旧対照表をお示ししてございます。御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(9)の水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関することについて、執行部から説明を願います。

北條情報政策課長。

○**北條情報政策課長** 水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関することについて、市長公室情報政策課の資料に基づき御説明いたします。

1の改正理由でございますが、中核市への移行に伴いこれまで茨城県が行ってきた事務を水戸市が実施するに当たり、個人番号いわゆるマイナンバーを利用することができるよう規定するほか、関係法令の改正に伴う規定の整理を行うものでございます。

2の主な改正内容、(1)につきましては、現在茨城県が行っている国の基準に満たないものを対象とした、

小児慢性特定疾病医療費の支給事務につきまして、中核市移行後におきましても、茨城県が行っているこれまでの事務手続と同様にマイナンバーを利用できるよう、規定の整備を行うものでございます。

次の(2)でございますが、子ども・子育て支援法に関する事務につきまして、国の関係法令において規定されたことに伴いまして、条例での規定が不要となったことから、当該規定を削除するものでございます。

次の3、施行期日につきましては、令和2年4月1日とし、改正内容(2)の部分、別表第1の改正規定(10)の項を削る部分に限りますが、こちらは公布の日からとするものでございます。

2ページ以降に新旧対照表、6ページからは参照条文がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○小泉委員長 次に、(10)の水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて、執行部から説明をお願いします。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて、ごみ対策課及び廃棄物対策準備課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、中核市移行に伴う産業廃棄物処理業等に関する事務及び市全域における粗大ごみの戸別収集を実施するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)産業廃棄物処理業等に関する事務に関しては、アからウの3点でございます。

アの一般廃棄物処理施設設置許可証等の交付及び再交付について、イの産業廃棄物処理施設設置許可証等の再交付についてをそれぞれ定めるものでございます。

ウにつきましては、許可申請に伴う審査等に係る手数料を定めるものでございます。

(2)の粗大ごみの戸別収集につきましては、市全域において粗大ごみの戸別収集を実施するに伴い、戸別収集の一般廃棄物処理手数料を定めるものでございます。

なお、今回の改正に伴う手数料の名称及び金額等につきましては、2ページの表1及び表2にお示ししておりますので御参照ください。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

また、3ページから15ページに新旧対照表、16ページ以降には参照条文を掲載しておりますので、あわせて御参照ください。

以上でございます。

○小泉委員長 次に、(11)の水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関することについて、執行部から説明をお願いします。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 それでは、水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関することについて、人事課提出資料により御説明申し上げます。

1の制定理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、一般職の非常勤職

員制度であります会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の給付に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容を説明させていただく前に、会計年度任用職員の概要について御説明を申し上げます。

2ページの参考資料をごらんください。

まず、1の法改正の概要についてでございますが、地方公共団体において行政の重要な担い手となっております臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保を図るため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用の厳格化が図られるとともに、1会計年度を超えない範囲内で任用される一般職の会計年度任用職員の任用や服務規律等に関する規定が整備をされ、あわせまして会計年度任用職員に対する期末手当の支給を可能とするなどの規定が整備をされ、令和2年4月1日から施行されることとなったものでございます。

2の法改正に伴う制度移行のイメージ図をごらんください。

本市では、非常勤職員としてこれまで地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員である嘱託員と地方公務員法第22条第2項及び第5項に基づく臨時職員を任用してまいりましたが、このたびの制度の改正によりまして、産業医や学校医などの医師免許等の資格を持った嘱託員の一部は、そのまま特別職非常勤職員として任用されることとなりますが、それ以外の嘱託員や臨時職員として任用している職のほとんどが会計年度任用職員の職として新たに設定されることになるものでございます。また、臨時的任用職員につきましては、災害発生時に正規の職員を補充するまでの間、要員の充足をする必要がある場合や、1年以内に配することが予想される職員に関する場合などの正規の任用の手続を経る必要がないときなどに緊急、臨時の場合等に限定された職となっております。

3の給付の一覧についてでございますが、会計年度任用職員につきましては、勤務時間が正規職員より短い勤務時間でありましてパートタイム会計年度任用職員と、正規職員と同様のフルタイム会計年度任用職員の2種類がございまして、パートタイム会計年度任用職員は報酬、費用弁償、期末手当の支給対象となります。フルタイム会計年度任用職員は、給与、旅費、手当の支給対象となります。あと、ごらんのとおりそれぞれの項目を支給する予定となっております。

法改正の概要のところでも御説明申し上げましたが、大きな改正としまして3ページ上段ですけれども、期末手当の支給が可能となっております。任期が6カ月以上でかつ1週間当たりの勤務時間が一定以上の会計年度任用職員が支給対象となります。期末手当の支給割合につきましては、年間で2.6月分の支給となりますが、本市におきましては2年の期間をかけて段階的に引き上げる取り扱いをするものでございます。

なお、令和2年度の本市の会計年度任用職員の任用につきましては、4の勤務条件のところにも記載してございますが、パートタイマーを会計年度任用職員の任用のみとし、将来的にフルタイムの会計年度任用職員の任用が行えるように制度の設計を行うものでございます。

以下、休暇、服務、懲戒、その他の勤務条件等、人事評価、募集や選考、再度の任用等についての概要をお示ししてございますので、後ほど御参照ください。

1ページにお戻りください。

2の主な制定内容についてでございますが、(1)のパートタイムの会計年度任用職員の給与制度につきましては、アといたしまして第3条から第10条にかけまして、報酬及び期末手当等の支給に関して規定するとともに、イといたしまして第20条及び21条で正規職員の通勤手当及び旅費に相当する額を費用弁償として支給する旨規定をしております。

次に、(2)のフルタイム会計年度任用職員の給与制度につきましては、アといたしまして第3条及び第13条から第16条にかけまして給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直勤務手当及び期末手当の支給について規定するとともに、正規職員の給料表1級及び2級を準用して級号給を決定する旨規定をしております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

4ページから10ページにかけまして条例の案文、11ページから12ページに参照条文をお示ししてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(12)の水戸市職員の分限等に関することについて、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** 続きまして、水戸市職員の分限等に関することについて、人事課提出資料につき御説明申し上げます。

1の改正理由についてでございますが、こちらも会計年度任用職員制度の導入に伴いまして関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)の水戸市職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の分限による休職の期間を任命権者が定める任期の範囲内とするなどの規定を定めるものでございます。

(2)の水戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の懲戒による報酬の減額に関する規定を追加するものでございます。

(3)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員は独自の給与条例を制定するため、本条例の対象外とするとともに、非常勤職員の給与に係る規定を整備するものでございます。

(4)の水戸市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員であります技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規定を追加するものでございます。

(5)の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、一部の非常勤特別職が会計年度任用職員等に移行することに伴いまして、規定の整理を行うものでございます。

(6)の水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、勤勉手当の支給及び職務復帰後の号給調整につきましては、会計年度任用職員は対象外とするなどの改正を行うものでございます。

(7)の水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、フルタイムの会計

年度任用職員の給与その他の勤務の状況を公表対象に加えるため、改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

2ページから10ページが新旧対照表となっております。11ページに参照条文をお示ししてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(13)の水戸市小吹清掃工場に関することについて、執行部から説明を願います。

齋藤参事兼清掃事務所長。

○**齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長** 水戸市小吹清掃工場に関することについて、生活環境部清掃事務所提出資料により御説明させていただきます。

1の廃止理由でございますが、水戸市小吹清掃工場の供用廃止に伴い、水戸市小吹清掃工場条例を廃止するものでございます。

2の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

裏面に水戸市小吹清掃工場条例を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○**小泉委員長** 次に、(14)の水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関することについて、執行部から説明を願います。

谷津財産活用課長。

○**谷津財産活用課長** 水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関することについて、総務部財産活用課提出の資料により御説明いたします。

1の改正等理由でございますが、本庁舎駐車場の工事が来年3月で完了することに伴いまして、新たに整備した本庁舎地下部分の駐車場の使用について、関係規定の整備を行いますとともに、それまで有料化を停止するため定めていました水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の停止に関する条例を廃止しまして、駐車場使用料の徴収を再開するものでございます。

2の改正等の内容でございますが、(1)として、新たに整備した地下部分の駐車場を含めた本庁舎駐車場の使用についての文言を加えるものでございます。

(2)といたしまして、整備工事のために水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の停止に関する条例を定め、有料化を停止しておりましたが、これを廃止することにより駐車場使用料の徴収を再開するものでございます。

3の施行期日でございますが、工事が周辺整備を含めまして年度内には完了する見込みでありますことから、公布の日から起算をしまして5月を超えない範囲内において規則で定める日を施行日とするものでございます。

参考といたしまして、資料2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文を記載しておりますので、後ほど参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(15)の指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明を願います。

小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 指定管理者の指定に関することについて、防災・危機管理課提出資料に基づき御説明いたします。

1、管理を行わせる公の施設につきましては、水戸駅及び赤塚駅周辺6カ所の市営自転車等駐車を一括して管理運営するものでございます。

2、指定管理となる団体につきましては、株式会社アビックでございます。

3、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。資料裏面をごらんいただきますよう、お願い申し上げます。

指定管理者候補者に関する審査結果を掲載しております。

選定方法は公募でございます。

申請団体は、一般社団法人日本駐車場工学会、株式会社アビックの2団体から申請がございました。

候補者の選定につきましては、指定管理者候補者選定委員会において、選定基準に基づき検討した結果、評価が高かった株式会社アビックを指定管理者の候補として選定したところでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(16)の健康増進等施設建設工事について、執行部から説明を願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 健康増進等施設建設工事について、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の資料によりご説明申し上げます。

1の工事名は、健康増進等施設建設工事であります。

2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要でございますが、健康増進等施設が鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階、地上2階建て、建築面積4,294.60平方メートル、延べ面積4,699.97平方メートル。

屋外便所・倉庫が鉄筋コンクリート造、一部木造、地上1階建て、建築面積90.72平方メートル、延べ面積90.72平方メートル。

自転車置き場などのその他付属棟の建築工事一式と外構工事一式でございます。

4の契約金額につきましては、14億9,600万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、株木・菅原・田口建特定建設工事共同企業体であり、代表者は水戸市吉沢町311番地1、株木建設株式会社、代表取締役、株木康吉でございます。

構成員は、代表のほか水戸市白梅1丁目2番33号、菅原建設株式会社、代表取締役、下田徳行と、水戸市城南3丁目12番6号、田口建設工業株式会社、代表取締役、田口恵一郎でございます。

構成員の出資割合につきましては、代表者が50%、構成員はそれぞれ30%、20%の割合となっております。

6の添付資料につきましては、2ページに位置図、3ページに配置図を添付してございます。4ページから7ページには平面図、立面図、完成予想図でございます。8ページに一般競争入札調書を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(17)の健康増進等施設建設電気設備工事について、執行部から説明をお願いします。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 健康増進等施設建設電気設備工事について、新ごみ処理施設整備課提出の資料により御説明させていただきます。

1の工事名は、健康増進等施設建設電気設備工事であり、2の工事場所は水戸下入野町地内でございます。

3の工事概要でございますが、健康増進等施設建設工事に係る電気設備工事一式でございます。

4の契約金額につきましては、2億3,034万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、ケイテクノ・石川・江沼特定建設工事共同企業体であり、代表者は水戸市城南2丁目7番14号、株式会社茨城ケイテクノ、代表取締役、笹木尚雄でございます。

構成員は代表のほか、水戸市松が丘2丁目5番36号、石川電機株式会社、代表取締役、石川英子と、水戸市自由が丘4番11号、江沼電機工業株式会社、代表取締役、江沼淳でございます。

構成員の出資割合につきましては、代表者が50%、構成員はそれぞれ30%、20%の割合となっております。

6の添付資料につきましては、2ページに位置図、3ページに配置図を添付してございます。4ページから7ページは平面図、立面図、完成予想図でございます。8ページに一般競争入札調書を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(18)の健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事について、執行部から説明をお願いします。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 続きまして、健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事について、提出資料により説明させていただきます。

1の工事名は、健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事であり、2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要でございますが、健康増進等施設建設工事に係る機械設備（給排水）工事一式でございます。

4の契約金額につきましては、3億6,058万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、暁飯島・高橋・東冷特定建設工事共同企業体であり、代表者は水戸市千波町2770番地の5、暁飯島工業株式会社、代表取締役、荻津仁彦であります。

構成員は代表のほか、水戸市大串町952番地4、高橋商事株式会社、代表取締役、高橋正光と、水戸市見川町字丹下2187番地の1、東冷サービス株式会社、代表取締役、飯村英樹でございます。

構成員の出資割合につきましては、代表者が50%、構成員はそれぞれ30%、20%の割合となっております。

6の添付資料につきましては、2ページに位置図、3ページに配置図を添付してございます。4ページから7ページは平面図、立面図、完成予想図でございます。8ページに一般競争入札調書を添付してございま

すので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 本日報告の(11)なんですけれども、人事課のほうで会計年度任用職員についての条例提案の説明がありました。水戸市の臨時・嘱託職員に大きな影響を与える条例でもありますので、現在の本市の臨時・嘱託職員の配属先や人数、勤務時間、また給与等の処遇がどうなっているのか、それから3ページ上段に期末手当を3カ年で2.6月にしていくということも出ていますが、この条例による財政的な影響、向こう3年間どういうふうに予測されているのか、資料がお出しただけで要求したいと思います。よろしく願います。

○小泉委員長 ただいま田中委員から資料要求がありましたけれども、お諮りいたします。本委員会といたしましては、要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

執行部におかれましては、次回に提出をお願いいたします。

それでは、以上で第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

次に、去る11月11日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部から提出を受けておりますので説明願います。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 今月11日の総務環境委員会におきまして資料の請求がございました。令和元年台風第19号の被害への支援に関する緊急要望につきまして、市長公室政策企画課提出の資料により御説明いたします。

まず、委員の皆様へ情報提供が不足しておりましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

それでは、表紙を返していただきまして、資料の1ページをごらん願います。

本市におきましては、台風19号によって那珂川沿岸等の広範囲で浸水被害が発生し、多くの市民が被災するとともに、道路等の公共施設などにおいても被害が生じたところでございます。そのため、市民が一日も早く安全で安心した生活を送ることができるよう、被災者の生活再建や被災住宅の復旧に対する支援を初め、公共施設の復旧支援、災害廃棄物の処理に係る財政支援、農業者や中小企業等の事業者に対する財政支援、河川改修事業の一層の促進など、6項目にわたって国に対し緊急要望を行いました。

10月23日には、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省において、10月31日には、内閣府、経済産業省、厚生労働省において、市長みずから大臣等に対し被災地の状況説明とともに、各種財政支援等についての要望を行ったところでございます。

2ページをごらん願います。

6項目の要望内容を取りまとめたものでございまして、項目ごとに括弧書きで記載した府、省に対しましてそれぞれ要望を行ったところであり、内容につきましては後ほど御参照願います。

今後も、国や県と連携を図りながら被災者の生活再建支援や公共施設の復旧等に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容等につきまして御質問等がございましたら発言願います。

福島委員。

○福島委員 本当に省庁へ持って行ったのはこれだけなの。例えば、毎年国、県要望のときは地図や図面もあるんだけど。水戸市のどこの堤防が決壊したとか、浸水したとか、そういうのは一切なくて、これだけ各省庁へ出すために行ったの。

だってさ、位置図とか場所とかそういうものは一切わからなくて、水戸市のどこが被害区域で、どこの堤防が決壊した、どこの道路が冠水した、どこで作物がだめになったとか、そういうのはないの。それから、概算の被害額もないの。各省庁にこれを分けたらば、2行か3行しかないんだよ。そうすると、この紙1枚で市長がお願いに行ったの。それで相手はわかるの。

いや、不思議でならないんだけど、これでは俺がもらったってわからないよ。だけれども、本省の人はわかるの。市長はどうやって説明したの。あんたも一緒に行ったんだろうけれども、そういうのは一切なくて、これ3行か4行要望しますって書いて、またほかの省庁へ行くだけなの。

いや、難しい話ではないんだと思うよ、私は。本当の話はどうなの。ただこれだけ持って、お願いしますと言ってきただけなの。

○小泉委員長 長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えさせていただきます。

要望書としましては、今日配付したものを各省庁のほうに直接提出してまいりました。あわせて、図面等はないのかというようなことでございますけれども、図面等も浸水被害があったというようなところであわせて提出をして要望を行ったところでございます。被害額につきましては、まだその当時全てを把握していたわけではございませんでした。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 例えば、2の激甚災害法等に基づく復旧支援と書いてあるんだけど、これは内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と、5省1府に出したんだけど、4行しか書いていなくて、これを各省庁へ置いてきたの。そうすると、書類は水戸市ということで置いてきたの。表紙に書いてあるこのタイトルで、中はこの4行しか書いていないの。宛名はないの。

○小泉委員長 長谷川課長。

○長谷川政策企画課長 それぞれの府、省に対しまして、この括弧書きで書いてあります項目をまとめて大臣を初め副大臣、さらには政務官に要望書のほうを提出してまいりました。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 必要だから、そういうのは見本として委員会に出してくれと言ったと思うけど、そういうのは提出しちゃったからもうありませんということなの。

だって、図面を出しましたと言ったって、出した書類を我々の手元に配付したって何の問題もないと思うんだけど、何か個人情報、機密とか大臣の機密とか市長の機密とかそういうものがわかっちゃうの。だって何かあるでしょうよ。出した見本が。それを我々は要求したんだよ、委員長。

○小泉委員長 前回の委員会で資料請求いただいた件について、その後執行部とも調整いたしましたけれども、書類が膨大な量になるというところがありまして、各大臣宛てまた省庁宛てに出した項目を別紙のほうでまとめていただいて、今回は資料を提出させていただいたところなんですけれども、全ての資料を請求いたしますか。

○福島委員 だって、3行の書類を持って行って大臣、副大臣にお願いしますと、私も全国市議会議長の国会の委員長やったけれども、こんな3行か4行じゃあないよ、きちんとした資料を持っていくよ。

我々に報告するのは概略でもいいけれども、市民のためにみんな一生懸命やっているんだと執行部は言うが、どのようにやっているのか、内容はどうなんだというのを議会が市民を代表して聞いているんだよ。膨大な資料だからと言ったって、どうやって我々はそれを読めばいいの、想像すればいいの。何か1個見本は出ないの。出して、水戸市がひっくり返るような事件になっちゃうというんだったらまた別だけれども、そういうものは出ないの。

○小泉委員長 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時 1分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、ただいま執行部から資料を提出してもらいましたので、この後回覧をしていただきたいと思いますと思います。

[資料回覧]

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 国のほうへの要望ということで、今回いろんな形で各省庁にやられたと思うんですが、いずれにしても復旧、復興に向けてはスピード感を持ってやっていくというのはまず大事だなと思うのですが、市単独でできるものとできないものと、財政的な負担も相当大きいので、やはり各関係省庁にしっかりその辺をお伝えいただいて具体的な対応をとっていただくということが大事だと思います。

各省庁の大臣も現地視察に訪れて来たと思うのですが、この要望を具体的な各関係省庁のほうで現場の調査だとか、特に河川なんかですね。堤防のないところとか、また今回いろんな被害があったところとか、そういうところに省庁の関係者が来て具体的な調査を行ったということはあるんでしょうか。

○小泉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでも各省庁の方にも現地に入らせていただいております。その中では、ただいま御意見のありましたとおり、河川の決壊箇所なども現地視察をいただきまして説明させていただいているところでございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 まだやっていた部分もあると思います。ただ、まだ応急復旧の部分もあると思うので、しっかりと今後の改修、改良も含めて、国のほうにしっかりと要望を具体的に続けていっていただいて、一刻も早く安心できるような体制を整えていただけるよう、執行部にもお願いしたいというふうに思

います。

よろしく申し上げます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 今回の災害で緊急に水戸市はどのくらいの金額を持ち出したの。

それとあと、わかり次第でいいですが、今後予想されるのはどのくらいなのか。これだけ国、県要望して、国、県から来る支援の予定はどのくらいなのか。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今回の台風につきまして、対応策としましては10月14日に専決処分をいたしました。主な内容としましては、災害対策あとは災害救助、また額の大きいものとしては災害の廃棄物処理、また災害復旧公共施設のものでございまして、これが一般会計、特別会計あわせて42億3,000万円の補正予算を専決処分させていただきました。

また、11月1日には災害救助の関係で、災害見舞金や災害者生活再建支援金など、6億6,000万円の専決処分をさせていただいております。

そして、主に農業関係や商工業関係の支援の経費として、7億円の補正予算を12月議会に提出する予定となっております。

また、御質問がありました財源でございますが、国県支出金、または市債、特別交付税など経費を除いた実質的な市負担としては、約4億円となっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、今言われただけで55億円だよ。そのほかに4億円というのがあるということなんだ。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 12月議案まで含めまして、災害対策経費として、合計では56億円になっておりまして、これに対する一般財源が約4億円となっております。残りは、国県支出金、また市債の発行、特別交付税などの財源の措置を見込んでおります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そういうことはある程度我々議会にも詳細に知らせてほしい。というのは、今後決算やなんかもあるだろうし、まだまだ十分に対応しなければならない。最終的な報告書は出ると思うんだけど、地域別の資料とか、それからボランティアがどのくらい来てどのくらいをやったんだとか、この地域には災害協定を結んでいる、例えば建設業界とかいろんな各業界の人がこのように対応していただいたというのを後でまとめて報告してください。今日はいいですから。

ただ、言うておくと、聞かなくや言わないということじゃなくして、我々に報告することは市民に報告することなんだから、十分に一生懸命やっているということはわかるけれども、言わなければわからないんだから。市民の大事な財産、お金を使うんだから、緊急事態だったので、これやりましたというのを全部報告してください。

正副委員長，よくまとめてください。はい，いいです。

○小泉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 関連してなんですけれども，今お話のあった専決処分から12月議会提出予定にかけての約56億円。緊急の対応という意味で専決処分されたのは一定の理解を示すところではあるんですけども，自治体によっては臨時議会をやっている議論してというところもあるので，福島委員がおっしゃるように，今回甚大な被害ですので，そのことについてやはり議会でもよく議論すべきテーマだろうし，その財源等についてもやはり詳細に我々も知っておきたいというふうに思います。

そこで，今途中経過だし国のほうも支援策が固まったものもあれば，これからのものもあると思うんですけども，その56億円に対して4億円というのは，もうちょっと具体的に言えますか。例えば，裏で要望したもののうち，いわゆる特段の御配慮というのを全部要望しているんですけども，国の支援が確定しているとか，茨城県も国に要望しているんですけども，例えば被災者支援で言うと支援金，見舞金をそれぞれ出すんですけども，全壊，大規模半壊に限定しないで，半壊にも支援してほしいというのは，茨城県が内閣府とか国土交通省に要望していたりもするんですよね。そういう未確定の部分と，今おっしゃった56億円に対して4億円というのはどういう根拠でおっしゃっているのかなど。

つまり，これから支出がふえればその分も国，県が支援するというふうに予測できるのかというあたりを，もしわかれば教えてもらいたいと思います。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 今4億円と御説明しましたのは，予算上のお話でありまして，国や県では支援策を今検討されていて随時連絡が来ているところがございます。ですので，実施に当たっては，補助や特別交付税など措置されていけば減額になっていく可能性はございます。そして，今回この3つの補正予算ですけども，12月議会に報告することになっておりますので，御理解をお願いいたします。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 補正予算にのれば議論もできるんですけども，専決処分してしまった分というのは，なかなかそれ自体議論するのが難しいところもあったりして，11月11日の産業水道委員会では，私も傍聴していたんですけども，農政課などが出している資料だと農業だけの被害で20億7,800万というのが出ていまして，これは農集の施設や土地改良の施設以外のいわゆる農作物とかの，ネギとかの被害なども計上されているんですけども，じゃあどれくらいの支援がくるのかというのはわからないんですよね。被害額として，とりあえず特定されたというレベルですので，農業機械とか倉庫とか，いわゆる個人所有のものについて，どれくらい支援があるのかというのを知りたいなというふうにも思うので，その辺について今後全容がわかるような御説明を，ぜひ委員会でもお願いしたいなということを要望して終わりたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので，この件について終わります。

以上をもちまして，本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時12分 散会